

# 中国帆船の航海記録

松 浦 章

## 目 次

### 一 緒 言

### 二 明代帆船の航海記録

(一) 鄭和の航海記録 (二) 海禁下の日本貿易船の航跡

(三) 琉球への封舟の航海記録

### 三 清代帆船の航海記録

(一) 「指南正法」に見る航海記録 (二) 漂着船の記述

(三) 長崎貿易船の漂着 (四) 琉球漂着の中国帆船

(五) 台湾海峡の航海記録 (六) 朝鮮へ漂着した記録

(七) 豊利船「日記備査」 (八) 中国新聞に見る帆船の航海記録

(九) 『政治官報』に見る中国商船の漂着記事

### 四 小 結

## 一 緒 言

中国帆船が中国大陸沿海から広大な海域に活動していたことは、様々な記録から知られる。中国の航海史において帆船の活動した時代は長く、十九世紀に汽船が出現するまで長い歴史を保持してきた

のであるが、その具体的活動事例を知ることが、各船の航海日誌などの航海記録が残されていないため調査は困難である。

中国から海外諸国に渡航した際の記録、たとえば宋代の趙汝适の『諸蕃志』巻上、占城國の条に「自泉州至本國順風舟行二十余程。」と中国の福建の港市泉州より出港して目的地の占城の港市までの航海日数が記されている程度であって、航海上の詳細を明らかにする航海日誌等に該当するものは皆無に近い。しかし航海の指針書に当たる「海道針經」たる「順風相送」や「指南正法」等の貴重な記録がある。この中には航海日誌にあたるものも含まれる。これに関しては後述したい。その他、清代以降は朝鮮半島、日本列島、琉球列島に漂着した中国船の航海記録が比較的残されており、その活動の記録を知ることが出来る。とりわけ『明清史料』、『同文彙考』、『備邊司曆録』、『歴代寶案』などに見える中国船の漂着記録は、漂着地での取り調が中心であるが、中国帆船の航海記録を知る手がかりを与え、少ない航海記録の欠を補ってくれるのである。

本稿では、管見の範囲で知り得た中国帆船の航海記録に関係する資料を紹介することによって中国帆船の世界を垣間みたい。

## 二 明代帆船の航海記録

### (一) 鄭和の航海記録

明代における最大の航海は世界史上においても著名な永楽帝による鄭和を西洋諸国に派遣したことに勝るものはないであろう。随行した馬歡の『瀛涯勝覽』の諸番国の最初に出てくる占城国の条に「其國（中略）在廣東海南大海之南、自福建福州府長樂縣五虎門開船、往西南行、好風十日可到、其國南連真臘」とあり、費信の『星槎勝覽』の占城國の条に「永樂七年（中略）十二月福建五虎門開洋、張十二帆、順風十晝夜到占城國」と記し、鞏珍の『西洋番國誌』の占城國は『瀛涯勝覽』の記事とほぼ同様に「占城國（中略）在廣東大海之南、自福建長樂縣五虎門開船、往西南行、好風十日可至、其國南連真臘」と記して、何れも中国の福建から占城國までの航海日数を若干記すのみである。茅瑞徵の『皇明象胥録』巻一の琉球に「琉球國居海島中、直福建泉州之東、自長樂梅花所開洋、風利可七晝夜至、距福寧・温台亦頗近」とある程度で、さらに詳細な航海記録は何れも記されていない。

これらの記録に対して鄭和の大航海において具体的航海記録が残されている。鄭和大航海の帆船の航海記録の具体的実例は、『紀錄彙編』巻二百二所収の祝允明の「前聞記」下西洋に見える。これは

鄭和が宣德五年（一四三〇）から宣德八年（一四三三）に派遣された際の航海記録である。この記録は、この時に朝廷に報告された題本から抽出された記事と考えられるため、極めて正確な航海記録として見ることが出来るであろう。

### 下西洋

永樂中、遣官軍下西洋者屢矣、當時使人有著瀛涯一覽、及星槎勝覽二書、以記異聞矣。今得宣德中一事、漫記其概。

### 題本、文多不錄。

### 人数

官校、旗軍、火長、舵工、班碇手、通事、辦事、書算手、醫士、鐵錨、木念、搭材等匠、水手、民梢人等、共二萬七千五百五十員名。

### 里程

宣德五年閏十二月六日龍灣開船、十日、到徐山、打圍。二十日、出附子門、二十一日、到劉家港。六年二月十六日、到長樂港。十一月十二日、到福斗山。十二月九日、出五虎門、行十六日。二十四日、到占城。七年正月十一日、開船、行二十五日。二月六日、到爪哇、斯魯馬益。六月十六日、開船、行十一日。二十七日、到舊港。七月一日、開船、行七日。八日、到滿刺加。八月八日、開船、行十日。十八日、到蘇門答刺。十月十日、開船、行三十六日。十一月六日、到錫蘭山、別羅里。十日開船、行九

日。十八日、到古里國。二十二日、開船、行三十五日。十二月二十六日、到魯乙忽謨斯。八年二月十八日、開船回洋、行二十三日。三月十一日、到古里。二十日、大綜船回洋、行十七日。四月六日、到蘇門答刺。十二日、開船、行九日。二十日、到滿刺加。五月十日、回到崑崙洋。二十三日、到赤坎。二十六日、到占城。六月一日、開船、行二日。三日、到外羅山。九日、見南澳山。十日晚、望見望郎回山。六月十四日、到崎頭洋。十五日、到碗嶼。二十日、過大小赤。二十一日、進太倉。後程不録。七月七日、到京。十一月、関錫葵衣寶鈔。

#### 船號

如清和、恵康、長寧、安濟、清遠之類、又有教序一、二等號。

#### 船名

大八槽、二八槽之類。<sup>(5)</sup>

この鄭和の下西洋に関する記録は停泊地や同地での入港、出港と考えられる年月日を中国の出港から帰国まで具体的に記しており、明代においては重要な航海記録と言えるであろう。しかし、他にこの記録のように詳細に年月日まで記したものは極めて少ない。後述の明代の琉球国冊封使の残した記録である「使琉球録」以外には余り見られない。

#### (二) 海禁下の日本貿易船の航跡

王在晋の『越鐫』巻二によれば、萬曆年間のこととして福建省の福清の人林清は長楽県の船舶所有者である船戸の王厚と大型海船を造船して、鄭松と王一をやとって航海士にあたる把舵として鄭七、林成らを下級船員の水手とし、さらに金士山と黄承燦を銀匠とした。李明は航路に詳しいので案内人とし、陳華は倭語(日本語)に詳しいので通事として、紗羅、紬絹、布匹、白砂糖、磁器、果品、香木の扇子や櫛、縫い針、紙などを満載して日本に行き、交易で得た日本産の銀を船上で銀匠が溶解して持ち帰ることにして出港している。<sup>(6)</sup> この記述は当時の海外貿易における船舶運営の具体的様相を示しているとともに、この中に、「六月初二日、開洋至五島、而投倭牙五官六官」と航海記録の一端が見られる。<sup>(7)</sup>

#### (三) 琉球への封舟の航海記録

中国と特定地域の航海記録を知る実例としては、明清時代の中国と琉球の関係に見ることが出来る。特に中国から琉球に冊封使として派遣された人々が記した記録いわゆる使琉球録に見ることが出来る。使節は封舟と呼称された中国船に搭乘して福建から琉球に渡り、琉球国王を冊封してまた封舟で福建に戻っている。<sup>(8)</sup> 各使節が残した記録を一般に「使琉球録」と略称されている。各使琉球録には「使事」等の記録があり、福建から琉球への、また琉球から福建への往復の航海記録に関する記事が記されている。それらを列記すると下

記のようになる。<sup>9)</sup>

使琉球使の航海記録

使録名 正使 副使 派遣年

使琉球録 陳侃 高澄 嘉靖十三年 一五三四年

嘉靖十三年五月初八日出海、二十五日至那霸港 海行一八日

九月二十日出那霸、二十八日至定海所(福州) 海行七日

使琉球録 郭汝林 李際春 嘉靖四十二年 一五六二年

嘉靖四十一年五月二十二日出海、閏五月初九日至那霸港 海行一

一日

十月十八日出那霸、二十九日至五虎門(福州) 海行二一日

使琉球録 蕭崇業 謝杰 萬曆七年 一五七九年

萬曆八年五月二十二日出海、六月初五日至那霸港 海行一四

日

十月二十四日出海、十一月初二日到定海所(福州) 海行九日

使琉球録 夏子陽 王士禎 萬曆三十四年 一六〇六年

萬曆三十三年五月二十四日出海、六月初一日至那霸 海行八日

十月二十一日出海、十一月初一日到五虎門 海行二一日

杜天使冊封琉球真記奇観

杜三策 楊揄 胡靖 崇禎六年 一六三三年

崇禎六年六月初四日出海、八日過姑米山、十二日至那霸 海行九

日

十一月初九日出海、十九日到五虎門(福州) 海行二一日

使琉球紀 張学礼 王垓 康熙二年 一六六三年

康熙二年六月初七日出海、二十五日到那霸 海行一九日

十一月十四日出海、二十四日至五虎門(福州) 海行二一日

使琉球雜録 汪楫 林麟焯 康熙二十二年 一六八三年

康熙二十二年六月二十三日出海、二十六日到那霸 海行三日

十一月二十四日出海、十二月初四日至定海所 海行二一日<sup>10)</sup>

中山伝信録 海寶 徐葆光 康熙五十八年 一七一九年

康熙五十八年五月二十一日出海、六月初一日至那霸港 海行八日

康熙五十九年二月十六日那霸開洋、三十日進五虎門 海行一四日<sup>11)</sup>

琉球国志略 全魁 周煌 乾隆二十二年 一七五六年

乾隆二十一年六月初十日出五虎門、十三日姑米山、十七、十八日

逆風、二十一日、二十四日暴風、……七月初八日至那霸港。

(開洋以後二八日)

乾隆二十二年正月三十日開洋、二月十三日進五虎門 海行一四日<sup>12)</sup>

使琉球記 趙文楷 李鼎元 嘉慶五年 一八〇〇年

嘉慶五年五月朔日登舟、初七日開洋、十二日那霸港。海行六日。

嘉慶五年十月十五日登舟、二十日出那霸港、十一月初三日到福州。

海行十三日。<sup>13)</sup>

統琉球国志略 齊鯤 費錫章 嘉慶十三年 一八〇八年

統琉球国志略 趙新 于光甲 同治五年 一八六六年

### 三 清代帆船の航海記録

#### (一) 「指南正法」に見る航海記録

向達氏が紹介された「指南正法」の中に、航海日誌に当たるものが見られる。向達氏はこの書の成立を康熙末年即ち十八世紀の初めとされた。その中の「暹羅往長崎日清」、「咬留吧回長崎日清」、「長崎往咬留吧日清」、「咬留吧往臺灣日清」、「大泥回長崎日清」、「往長崎正月丁丑年」<sup>16</sup>が航海記録に該当する。最初の「暹羅往長崎日清」は年代は不明であるが、五月二十一日から六月二十六日までの記録である。「咬留吧回長崎日清」は乙丑年とあるから康熙二十四年（一六八五）のもので四月二十八日から六月一日までの記録である。「長崎往咬留吧日清」は己丑年のもので康熙四十八年（一七〇九）のもと思われ十一月九日から十二月十日までの記録である。「咬留吧往臺灣日清」は辛卯年とあるから康熙五十年（一七一二）のもと思われ四月二日から五月一日までの記録である。「大泥回長崎日清」は戊子とあるから康熙四十七年（一七〇七）のもと思われ五月一日から六月一日までの記録である。「往長崎正月丁丑年」は丁丑年とあるから康熙三十六年（一六九七）正月のもと考えられ初一日から初五日までの記録である。<sup>17</sup>最後のものを除けばいずれも「日清」とあるから、これが中国の最初の航海日誌と言えるのではなからうか。

#### (二) 漂着船の記述

江南の沿海商船の源泰号の航跡を知る記録が残されている。それは日本に漂着したことからであるが、中国の記録に見える数少ない例である。それは道光二三（一八四三）年刊の鄭光祖輯の『一斑錄雜述』<sup>18</sup>巻一の「漂泊異域」<sup>19</sup>に見える。

江蘇省の白茆口の張墅の東に張用和と言う者がいた。彼の家は代々航海業を営み、毎年閩東方面特に牛莊や山東特に膠州・登州方面に船を出していた。その張氏所有の船舶が道光三（一八二二）年海難に遭遇したのである。その船は、「有一船號源泰、已至山東・萊陽銷貨、又置豆餅・羊皮・水黎等貨、而返遭颶、倒拖太平藍。」とあるように、船号を源泰を言った。源泰号は山東の萊陽へ行き貿易したとあるが、萊陽は山東半島の中部に位置するから、港は上級府で港のある登州へ行ったものと思われる。源泰号が山東で購入したのは豆餅や羊皮や水黎等の貨物で、それらを積み込み帰帆する際に颶風に遭遇し漂流したのであった。五日後、源泰号はある地に漂着した。乗組員が上陸したところ、「異言異服者聚、而觀意殊不惡、旋有知事者至、其赤足同衆、而衣服有別、意氣亦異、殆猶中土守港口之千把総也」とあるように、人々が集まってきた。彼等の言語・服装も中国とは異り、しかし敵意は見られなかった。その後、知事らしき当地の役人が来た。彼は他の人々とは服装も異り、別の雰囲気を持っていた。中国の海口を準備する千総のような役人のように見えた。

源泰号の乗組員は言葉が通じないので筆談している。「舟人以筆、

寫高麗・琉球・呂宋等號與認、彼皆揺手、及寫日本、乃首肯。因寫我中土郡縣地名示之。」源泰号の乗組員は筆で高麗、琉球、呂宋と書いて知事らしき人物に示したが手を揺っている。そこで日本と書くに及んで初めて領いた。そして、源泰号の乗組員は自分たちの郷里の地名を記して彼に示した。「頃又有通事者至、畧能通語、称吾人為小唐人、令將船再行、而入至一大鎮、名夾刺浦、停泊云。此地去王都八站、已為奏聞矣。」しばらくして、通事が源泰の乗組員の所に来た。通事は中国語に通じており、乗組員を「小唐人」呼んだ。源泰号は再び航行し、夾刺浦と言う所に停泊したのである。同地から支配者の都市まで八站離れた地点であって、既に源泰号の漂着は報告されていた。この源泰号が漂着した地名は明確ではないが、直ちに通事が来たことから九州の薩摩藩であったと思われる。薩摩藩は、江戸時代以前より中国との関係があり中国語の通事を養成していたからである。<sup>18)</sup>源泰号の漂着の地から「王都」まで八站と言う距離は日本の街道の宿駅の数を指すものと考えられる。この源泰号は、その後、長崎に行き「尋海道回家、四年五月初旬也」と道光四年（一八二四年）五月初旬に帰国している。

漂着地を確定することは出来ないが、日本に漂着したことは歴然であり、しかもそれが中国の資料に記録された数少ない例である。

(三) 長崎貿易船の漂着

さらに、長崎に来航する予定の貿易船が日本の各地や、また中国

の沿海貿易船が日本列島に漂着した例がしばしば見られる。日本側では、比較的詳細に記録して、諸書に残されている。その一部を表示したのが下記の表である。それらも中国船の航海記録として貴重である。<sup>19)</sup>

江戸時代前期の中国船漂着事例

西曆	日本年号	中国年号	漂着地等
一六〇七	慶長	三 万曆三五	唐船土佐国月浦に漂着
	南路志・翼二／御当年代略記		
一六四九	慶安	三 永曆	福州船薩摩山川に漂着
	寛明日記／通航一覽正編（以下通正編と略す）卷二二〇		
一六六一	寛文	一 永曆一五	台湾船薩摩甌島に漂着
	通正編卷二二五		
一六七二	寛文一一	康熙一〇	台湾船五島に漂着
	西鎮要覽、通正編卷二一五		
一六八一	天和	一 康熙二〇	台湾船天草に漂着／長崎からの帰帆途上
	華夷変態（以下華と略す）卷七／通正編卷二二五		
一六八一	天和	一 康熙二〇	南京船薩摩野間崎に漂着
	華卷七／通正編卷二三〇		
一六八六	貞亨	三 康熙二二	厦門船対馬に漂着
	華卷七／通正編卷二〇五		

一六九四 元禄 七 康熙三三 潮州船薩摩飯島に漂着

華卷二二／通正編卷二二〇

一六九五 元禄 八 康熙三四 福州船焔帆中破船

華卷二二／通正編卷二二一〇

一六九五 元禄 八 康熙三四 福州船薩摩沖永良部に破船

華卷二三／通正編卷二二一〇

一六八九 元禄 一 康熙三七 寧波船五島に漂着

華卷二五／唐通事会所日録五／通正編卷二二二六

一七一六 享保 一 康熙五五 積み戻し劉汝謙船薩摩破船

長崎志卷一一

一七一八 享保 三 康熙五七 李華夫船壹岐破船

長崎志卷一一

一七二〇 享保 五 康熙五九 台湾船肥前漂着

崎港卷三

一七二六 享保 一一 雍正 四 南京船天草漂着

和漢寄文／通正編卷二二三〇

一七三一 享保 一六 雍正 九 寧波船五島に破船

長崎志卷一一／通正編卷二二六八

次に長崎に漂着した中国船の具体的例をあげてみたい。

長崎に来航する予定の中国商船万勝号が現在の静岡県太平洋沿岸に漂着した。同船の漂着に関して、『長崎志統編』巻八、享和元年

(一八〇一)辛酉年の条によれば、次のようにある。

去申十一月九日、乍浦出ノ唐船劉然乙・汪晴川船、於洋中逢逆風吹キ流レ数日漂ヒ、同十二月四日、遠州山名郡湊村地先キ沖合ニ漂流イタシ碇ヲ卸シ。<sup>20)</sup>

とあり、嘉慶五年(一八〇〇)十一月九日に中国の浙江省嘉興府平湖県乍浦鎮を出港し、長崎へ貿易のため向かっていた中国船が寛政十二年(清・嘉慶五、一八〇〇)十二月四日に現在の静岡県に漂着した。浙江省から日本の静岡沿海まで、途上漂流という海難を含むが凡そ二十余日の航海であった。

#### (四) 琉球漂着の中国帆船

清朝時代を通じて多くの中国帆船が琉球に漂着したが、とりわけ乾隆十四年(一七四九)一年で二十隻もの中国帆船が琉球諸島に漂着している。<sup>22)</sup>特に琉球国の外交記録である『歴代宝案』に詳細に記録されているが、乾隆十六年(一七五二)琉球国の宇天港付近に漂着した福建同安の林順泰船に関する記述は少ない。<sup>23)</sup>しかし清朝の福建巡撫陳弘謀の奏摺には、

同安県船戸林順泰商船、于上年(乾隆十六年)五月内、装蘇木等貨、自厦門出口、前往奉天貿易買貨、回厦(厦門)十月内、

在洋遭風失去篷桅、任風飄流、至十一月十二日、飄至琉球國地面宇天港僻澳。<sup>24)</sup>

とある。さらに『歴代宝案』二集卷七三、によって中国帆船の興味

深い航海記録が見られる。

乾隆五十一年正月初七日、有海船一隻、颯来本山、衝礁破壊、船上人数、上岸保命、訊拠難民船戸蔣隆順等口称、係江南省蘇州府元和縣商船、人数共計二十人。乾隆四十九年閏三月二十二日。為本省鎮江府姓黃客人所雇。裝載生姜。四月三十日。前到直隸天津府交卸。又攬得天津府姓郝客人。六月十八日。前到閩東牛庄縣。裝載糧米。八月初五日。回到天津府交卸。又攬得山東登州府黃縣姓石客人。裝香未包。十月十五日。去到黃縣交卸。本船在彼地方過年。又攬得黃縣姓霍客人。乾隆五十年二月二十二日。前到閩東。裝載糧米。三月二十八日。回到黃縣交卸。原客雇原船。五月十八日。前到閩東。裝載糧米。六月十二日。往到山東武定府利津縣交卸。又本客在該地。雇本船。七月二十六日。前到閩東裝載糧米。九月初七日。回到天津府交卸。又把本船。雇與福建興化府莆田縣商人游華利等。連客共計二十五人。十月二十三日。往到山東武定府海豐縣。裝載棗了。要到浙江寧波府交卸。十一月二十日。前到閩東小平島。候風。十二月初八日。開洋。不擬。洋中忽遭狂風。失舵砍桅。任風逐波。漂到貴島。衝礁打壞等語。<sup>(25)</sup>

この元和縣船戸蔣隆順等二〇名乗船の場合、乾隆四九年（一七八四）閏三月に、鎮江府の黃氏に雇用され生姜を天津まで輸送する仕事を終えると、また各交易の終了地で新たな顧客をもとめ、以後乾隆五十年十二月に漂流するまで計七度の雇船にに応じている。明

らかに輸送業を業務とする船舶であった。

『歴代宝案』二集卷一六四に見える広東省の潮州の陳進利船の琉球漂着に関しては、道光期の奏摺にも見える。台北の故宮博物院蔵の『宮中檔道光朝奏摺』第二輯に見える福建巡撫の魏元烺の道光十七年（一八三七）四月二十七日付けの奏摺である。それには、

拠該難民陳進利・舵水陳發材等供称、俱係廣東潮州府澄海縣人、内水手杜利等係福建泉州府同安縣人、通船共四十名、駕坐商船一隻、裝糖貨、於道光十六年六月二十一日、由澄海縣出口、七月二十九日、到山東洋面寄碇、八月十六日、轉到着天津府貿易、九月二十日、在該處開船、附搭澄海縣客民陳福等十名回籍、二十六日、又到山東福山縣、採買黃豆・小麥・豆餘等物、十一月初五日、開駕回籍、初八日、在洋遭風、碎桅舵、任風漂流、至十二月十六日、漂取琉球國金武郡洋面。十八日又遇暴風猛起船隻、閣礁擊碎、貨物沈失、經該處夷官派撥小船、將該難商等救護上岸。……<sup>(26)</sup>

とある。広東省潮州澄海縣人の陳進利等と水手の福建省泉州府同安縣の人杜利全員で商船に乗船し砂糖を積載して天津に赴き貿易し、天津で澄海縣の客民の陳福一〇名を乗船させ山東省の福山縣で黃豆・小麥・豆餅などを購入して潮州に帰国する際に琉球に漂着したのである。この商船は本来潮州府を基地とする遠距離航海を目的とする商船であった。

このように前者は雇船、後者は商船と言える具体的船舶経営の事



例は漂着した記録が残されたことによって知られる例である。

#### (五) 台湾海峡の航海記録

展界令以降、福建方面から台湾への渡航が盛んに行われたが、清朝はそれを禁止している。<sup>27</sup>しかし、それを完全に禁止することは出来ず、絶えず行われ、その際の官憲の記録が奏摺に見える。広東碇石繪兵の蘇明良の雍正八年（一七三〇）九月初十日付けの奏摺中に、

偷渡過臺、其水脚銀二兩、三兩不等。約于八月十二日、在福建廈門裂嶼開船、衆人陸統乘坐小船、在于大担帽仔口白石頭湖下等處出口上船……男婦給共一百二十四名口、不幸于十三日、駛至澎湖、遇風失去桅舵、漂流至此。<sup>28</sup>

とあるように、偷渡過台の船舶が遭難して澎湖に漂着したことが知られる。おそらく台風に遭遇したのであろうか、廈門付近から澎湖まで一兩日であっている。このような記録は檔案史料にまだまだ多く見られる。

福建省邵武府邵武県の朱仕玠が乾隆二八年（一七六三）に福建徳化県学教諭から台湾府鳳山県学に調任された。そこで彼は五月下旬に廈門より乗船して台湾に渡っている。その際の記録が、彼の『小琉球漫誌』巻一、「泛海紀程」に見える。

〔乾隆二十八年五月〕十八日、……羈留廈門、覓海船、廈門有海関、稽查出洋商旅、……二十八日甲申、登海船、……二十九日乙酉、從小担嶼張篷出口。……三十日丙戌五更放洋。上午以

無風、且午潮將至、……〔六月〕初六日壬辰、至澎湖。……按廈門至澎湖、船七更、是為大洋、澎湖至臺灣、船五更、或云四更、是為小洋。……初七日癸巳、至鹿耳門。……初八日甲午、至臺灣府。<sup>29</sup>

とあるように、廈門から澎湖を経て台湾の鹿耳門までの航海記録が知られる。乗船者の旅行記にあたるものであるが、航海日誌の欠を補うものとして貴重である。

台湾で刊行されていた新聞『台湾日日新報』第一六七六号、明治三六年（一九〇三）二月二日、光緒二五年一〇月一四日付けの記事に「清船触礁」が掲載され、

上月二六日、有清國泉州船金興發號、入基隆港、就該港内三沙灣之海岸、卸碇保留、適遇風波大作、致打触於暗礁、船底遂生破壞、海水因之浸入、頗有危險之迫、是時港内碇泊中諸船、皆走至該處救助、其船長邱日光外十二名、皆得保全生命、其船中積載、豚百二十三頭、煙草四十九捆、亦幸得搬運上陸也。<sup>30</sup>

とある。日本統治下の台湾基隆港に福建泉州からの帆船が豚や煙草を積載して入港したが、大風にあつて船は破損した。しかし、諸船の救済によって、人命と積み荷も救われたことの記事であるが、福建泉州と台北の基隆港間の確実な航海記録である。

#### (六) 朝鮮へ漂着した記録

李氏朝鮮国に漂着した中国帆船の朝鮮国官吏の調査記録に、航海

記録の明らかな例がしばしば見られる。雍正十年（一七三二）に南通の商船の航海記録が見える。

雍正十年正月二十日、徽州商人呉仁則、雇俺等的船、裝載綿花二百五十包、自南通州開船、正月二十九日、到山東萊陽縣卸下、二月二十八日、自萊陽發船、三月二十八日、轉到閩東南金州地方、則又有蘇州府所管太倉州商人周豹文、雇此船、裝炭三百八十担、五月十八日、自南金州開船、六月十七日、到山東寶定府所管天津衛卸下。而後、又有商人徐夢祥、又雇此船、到山東大山口海豐縣、買大棗二百八十七石一斗裝載、十月十二日、自海豐發船、回家之際、十四日、大洋中、猝遇惡風、漂到貴國地方<sup>(3)</sup>とあるように徽州商人の呉仁則が長江河口の通州、南通の商船を雇用了際の航行記録である。長江河口から山東半島沿海、遼寧省近海、天津等の地で雇船された記録である。

嘉慶一三年（一八〇八）一一月に朝鮮国の全羅道に漂着した江蘇省蘇州府元和県民の場合は、

民人龍鳳來回稱、伊等十六人俱係江蘇省元和縣人、本年（嘉慶十三年）九月十二日、載算竹開船、向往山東、十八日、到南通州候風、十月初三日、放洋、逢西北大風、漂蕩洋中、於十一月初五日、漂到於此（全羅道大靜縣西林前洋<sup>(2)</sup>）。

とあり、長江河口から沿海航行して山東沿海に向かおうとしていた帆船が大風にあつて全羅道に漂着している。

また福建省漳州府海澄県の静字一七四九号船の嘉慶十八年（一八

一三）の航海の場合は、

俺們本年（嘉慶十八年）四月初八日、自同安縣往臺灣府裝糖屬、五月十五日、往江南省松江府上海縣、交易茶葉、七月初六日、又自上海縣往奉天省西錦州交易後、販載黃豆一千石、白米十二包、……防風六包、要回本縣。十月二十七日、發船至洋中<sup>(3)</sup>、

とあるように、同安県、海澄県の乗組員で構成された同船は福建から台湾に航行し、さらに上海を経て北上し遼寧省の錦州に航行する航海記録が見られる。

清末の例として中央研究院近代史研究所檔案館蔵の『朝鮮檔』一三函二冊（第二十六冊）八三五文書に見える次の記録である。

光緒十年三月初三日、北洋大臣李鴻章文称。……光緒九年十一月十二日、抛駐理仁川商務委員、同知衛李乃榮稟称、転抛奉天金州姚福慶民船舵工于興報称、該船長水手共七人、由奉天裝木料、赴山東文登縣五里島、卸載旋返。十一月初三日、在洋面遭風飄流……

#### 計開供單

抛姚福慶船舵工曲嘉幹供、小的現年五十八歲、閩東金州民籍、家住金州小長島、向係行船度日、在這船充當舵長九年、船戶姚福慶、船主姚姓名宗名章二人、住在小長島、一向不在船上管事、自己裝成的船、進水已有十七年、歷來代客裝貨物、往來山東・奉天等處、船可載貨四萬斤、去年在奉天朝鮮交界地方之大東溝、裝載長豐棧木頭四百二十五條。九月十三日、出口、赴五

里島。十五日、駛抵金州長山島、二十四日、開行、跪一千餘里、十月十三日、到山東登州府文登縣五里島、起卸木頭、交長豊棧收清、二十日、空艙回艙、二十九日、到俚島、十一月初一日、放洋北眺、擬回金州、詎初三日、駛出大海、西北暴風大作、不能向北行、連日颶風、初五日、大桅斷折、篷帆吹飛、船身隨風、向東南方飄流、九日夜、十一日、飄至朝鮮洪州。……<sup>34</sup>

とあり、盛京省金州の船舶が東北沿海から山東省の登州へ木材を運送する途中で遭難し朝鮮半島に漂着している。

#### (七) 豊利船「日記備査」

江戸時代の長崎貿易に従事した中国商船の航行記録としては長崎貿易の史料にかなり知られ、特に前期においては『華夷変態』は重要な史料と言える。しかし中国側の記録は同等に多く見られない。ただ、清政府が必要とした日本銅を日本から輸入する上で記録されたものが若干知られる。<sup>35</sup> その一例は、乾隆二十八年(一七六三)正月二十四日付けの浙江巡撫熊學鵬の奏摺が上諭による最初の報告である。

官商范清注、採辦銅斤、由乍(乍浦)起運、解供蘇省、分解五省官銅、該官商、乾隆二十七年、辦回船戶楊士合船、銅斤一千箱、於五月十一日、由乍進口、入境即於十二日、起運赴蘇、於本月二十三日、出境、又船戶魏元盛船、銅斤一千箱、於閏五月十七日、由乍進口、入境即於二十六日、起運五百四十箱、又於二十九日、起運四百六十箱赴蘇、俱於六月初一日出境、又船戶

施新利船、銅斤一千箱、於九月三十日、由乍進口、入境即於十月初六、七等日、起運赴蘇、於十月十三日出境、均經沿途各縣、加謹稽查防護、並無偷盜・沈溺事。<sup>36</sup>

とあるように、これは長崎から帰帆した中国商船の中国側の港浙江省平湖県乍浦鎮への入港記録としてみることが出来る。

長崎貿易に來航した中国商船の航海日誌に当たる記録が知られる。航海日誌が知られるのは、咸豐元年十二月六日(嘉永五年正月六日、一八五二年一月二十六日)に長崎貿易のために來航し、亥四番船と番立された豊利船の乗組員の記したものである。長崎貿易においては、汪鵬が『袖海編』(昭代叢書・戊集)において「曰某番。以年之次第計之。如申年首到。則為申一番。次到。則為申二番。」と記しているように、中国船の船名は問われず、長崎入港年の年の十二支と入港順をもって呼ばれていたため、中国船の船名は不明なものが多く、どの船が何度來航していたのかは充分に明らかに出来ない。しかし、明和四年(乾隆四十三年、一七六七)以降、万延元年(咸豐十年、一八六〇)までの九十四年間に、約三十余隻の中国商船の船名を知ることができる。その中でも、豊利船は、最晩年の貿易船であって、安政元年(咸豐四、一八五四)のみの來航を知るのみであったが、豊利船「日記備査」によって六年後の來航も知られた。豊利船「日記備査」の咸豐元年十月三日(嘉永四年十一月三日、一八五一年十一月二十五日)の条には「豊利船主 項挹珊 財副顏亮 生 徐照梅 副財副 楊友樵 陳吉人」とあり、船主等の乗組員の

名が知られる。そしてこの豊利船が浙江省嘉興府平湖県の港乍浦を出帆したのは十一月二十日（嘉永四年十二月二十日、一八五二年一月十日）であり、同書十二月初六日（嘉永五年正月六日、一八五二年一月二十六日）の条に、「酉刻。進港交辦。」とあるように酉の刻に長崎に入港した。日本の通商許可書である「信牌」の発行、返還の記録簿である『割符留帳』では嘉永五年「正月六日夜」入港とみえるのは、嘉永四年九月（咸豊元年閏八月）より翌五年閏二月（咸豊二年二月）まで、日中の暦に一箇月の相違があるためである。

そして、この船は亥四番船に番立され、船主は「項挹珊」とある。その後、この亥四番豊利船は、嘉永五年（咸豊二年、一八五二）四月十九日に給牌を受け帰国している。<sup>37</sup>これは航海上の記録は少ないが明らかに船の乗員が記録した日誌であって、中国商船の航海日誌を研究する上で重要である。

#### (V) 中国新聞に見る帆船の航海記録

上海で刊行された著名な新聞『申報』第七二四号、一八七四年九月七日、同治十三年七月二十七日の「輪船又撞沈沙船」の記事に拠れば、甬上永泰號金瑞年船、由北裝貨回南、於二十日、報閩溜進梅墟港寄碇、被湖北輪船、於二十一日、辰刻進口、碰壞船頭、……<sup>38</sup>

とあり、寧波の帆船、永泰号の金瑞年船が北洋より貨物を積載して帰帆し寧波の海関に届け、鎮海県の梅墟港で停泊中に輪船湖北号に激突され沈没した記事であるが、航行日時が詳細ではないものの寧

波商船の遠洋航海を行っていた具体的事例であることは明らかである。

天津で刊行された新聞である『國聞報』第一号、一八九七年十月二十六日（光緒二十三年十月初一日）の「營口新聞」の記事中に、民船進出口減数○營口為東三省水道咽喉、商船咸集、帆船林立、従前民船、毎歲進口、約計二千余艘、有時多至三千以外、中外通商以来、輪船漸多、民船漸少、上年計到八百号、……<sup>39</sup>

とあり、東北の營口に入港する帆船が従来は一年に二千隻であったものが一八九六年（光緒二十二年）には八百余隻に減少したことを指摘しているが、清末の対外開放においても帆船の活動は重要な輸送機関の一種であったことは確かである。民国時代になり帆船の重要性は輪船優位の状況においても重要な輸送機関であったことを如実に伝える確かな史料である。<sup>40</sup>

上海で刊行されていた『国民日報』一九〇三年八月二十一日（光緒二十九年六月二十九日）付けの「中国警聞」に「閩商破産」の記事が掲載されている。それには、

南台張禮記閩之巨商也、家有帆船數艘、專往來膠州・牛莊等處、……閩省具有數十萬商本者、寥々今又復破壞一家矣。<sup>41</sup>

とあるように、福建省福州の閩江の中洲にある南台に張礼記と云う巨商がおり、彼の家業は数隻の帆船を山東省の膠州や遼寧省の牛莊などとの間に航行させる沿海航運業者であった。しかし、その帆船の乗員が違法の武器など搭載して張家が官憲に追われることに

なり、張家は香港に逃れ財産が没収されたのであった。

張家が本拠地とした福建の南台は道光『乍浦備志』卷六、閩梁に、

福建省之南臺鎮、為木植湊集總所<sup>(42)</sup>。

とあるように、南台は木材の集散地として繁栄していた。南台からの船舶は沿海を利用して、清代において商業の中心地でもあった蘇州にも近い浙江省の東北沿海にある乍浦にも木材を輸送していたのである。この記事は木材運送を専門とする帆船業者の確実な存在を明確にしている。

清末に福建省の廈門で刊行されていた新聞である『廈門日報』第五五五号、一九〇九年十二月八日、宣統元年十月二十六日の「閩報」の「本埠新聞」に「覆舟求幫」に、

福清商船、日前、由香（港）載米至汕頭地方、該帆船忽被狂風吹覆、船内三十人、幸獲隣船救援、均保全、祇有一人、随波逐流、……<sup>(43)</sup>

とあるように、福建省の福州府治下の福清県所屬の帆船が香港から広東省の汕頭地方に米穀を塔載して航行中に狂風に遭遇して海難事故にあったことを記している。この場合は福建省の帆船が広東省の米穀輸送に関与していた航海記録の具体例として見ることができよう。

清末に福建省の福州で刊行されていた新聞である『閩報』第一四二四号、一九一〇年五月七日、宣統二年三月二十八日、「省會要聞」の「商船被劫」によれば、

商船金順益、由閩裝運木植各貨、前往上海、於本月初八日、駛至金駟門洋面、突遇賊船十餘艘、四面兜圍<sup>(44)</sup>。

とあり、福建の福州から木材を塔載した商船金順益が上海へ航行途中に海賊に襲撃されている。また『閩報』第一五一号、一九一〇年十一月二十六日、宣統二年十月二十五日、「三山雜記」の「商船沈没」に、

日前有大商船新源成、由福州載貨、前往膠州卸售、後即由該處裝運豆餅・各貨來閩、不料該船纔行、至膠州海外之洋面、遇風沈没、計損失資本、不下三萬餘金云<sup>(45)</sup>。

とあり、大型商船新源成が福建から貨物を塔載して山東省の膠州に赴き、膠州でそれを売却して豆餅等の貨物を積載して福州に帰帆する際に膠州沖の海域で海難に遭遇して沈没したのである。その損失は三万余金と云われている。

これらの例からも明かなように、各帆船の詳細な航海記録は明らかに出来ないものの福州から上海、膠州などの北洋方面への沿海貿易が積極的に行われていた確実な証拠であることは歴然であろう。

#### (九) 『政治官報』に見る中国商船の漂着記事

清末の光緒三十三年（一九〇七）九月より『奏設政治官報』が刊行されたが、その第一七四号に署直隸總督楊士驥等の「奏救護失事商船出力各員請獎摺」に二十四隻の中国商船の漂着事例が見られる。それを表示してみた。航海記録に関する詳細な記述は見られないが、

華北沿海の中国商船の海難に関する貴重な資料を提供している。各船の乗員は最小十五名から六十二名に及んでいる。特にこの内、三十余名の乗員が大半を占めており沿海航運の帆船であった可能性を

西曆・年月日	中国曆・年月日	船籍	船主	乗員
一九〇五・〇七・二五	光緒三十一年六月二日	寧海州	劉長順	33
一九〇五・〇九・〇四	光緒三十一年八月六日	寧波	金大豊	32
一九〇五・一一・〇三	光緒三十一年十月七日	奉天	韓長慶	18
一九〇五・一一・〇四	光緒三十一年十月八日	登州	雙盛興	37
一九〇五・一一・二七	光緒三十一年一月一日	海州	於恒利	33
一九〇五・一二・一四	光緒三十一年一月八日	金州	梁利興	34
一九〇六・〇一・〇三	光緒三十一年二月九日	福建	蔣錦奇	35
一九〇六・〇五・一二	光緒三十一年四月二日	海州	公發順	18
一九〇六・〇五・一二	光緒三十一年四月九日	海州	武三興	19
一九〇六・〇五・一二	光緒三十一年四月九日	海州	武三興	19
一九〇六・〇七・〇九	光緒三十一年五月八日	萊州	張家本	32
一九〇六・〇七・〇九	光緒三十一年五月八日	寧波	張家本	32
一九〇六・〇七・一七	光緒三十一年五月二六日	寧波	永義順	60
一九〇六・〇八・〇六	光緒三十一年六月二七日	黃河營	韓恒吉	32
一九〇六・〇八・一八	光緒三十一年六月二九日	奉天	洪德昌	57
一九〇六・〇九・一八	光緒三十一年八月二日	浙江	享順利	34
一九〇六・〇九・二八	光緒三十一年八月一日	奉天	王永興	33
一九〇六・一〇・〇五	光緒三十一年八月八日	奉天	華洪祥	62
一九〇六・一一・一〇	光緒三十一年十月二五日	奉天	福德順	33
一九〇六・一一・一八	光緒三十一年十一月三日	奉天	張興順	15
一九〇六・一一・一八	光緒三十一年十一月三日	奉天	張興順	15
一九〇六・一一・一九	光緒三十一年十一月四日	威海	王越	34
一九〇六・一一・二〇	光緒三十一年十一月五日	浙江	福順興	36
一九〇六・一一・二一	光緒三十一年十一月六日	蘇州	義合盛	38
一九〇六・一一・二二	光緒三十一年十一月七日	蘇州	德聚興	31

強く示唆するものと言えらる。

#### 四小 結

上述のように、各資料に散在する中国帆船の航海記録の一端を述べてみたが、その多くの記録を明らかにすることによって、帆船時代の中国商船が具体的にどのような運営、経営を行っていたかが明らかにできるのである。特に中国大陸沿海海域の帆船の航跡が明らかになる。地方志の記載の多くは、例えば福建から台湾に渡り、台湾から北上して上海、天津方面に航行する等と記述されている。その一例として台湾中部の西岸に位置する苗栗県では清末『苗栗縣志』卷七、風俗考には、「近則福州・漳・泉・廈門。遠則寧波・上海・乍浦・天津以及廣東」とあるように、主要な航行地点をあげるのが一般的である。しかし、これら帆船の航海記録を明らかにすることによって、出港地、寄港地をはじめとして、船舶の航行目的、運輸業の一環としての輸送船であるか、積載貨物の取引を目的とした交易船であるか等、船舶の運営・経営実態が具体的に知られ、その船舶の航跡が明らかにされ、帆船による航運業の重要性が再認識されなければならないと言えらる。

#### 註

- (1) 楊博文氏校釈『諸蕃志校釈』中外交通史籍叢刊、中華書局、一九九六年一月、八頁。
- (2) 向達氏校注『兩種海道針經』中外交通史籍叢刊、中華書局、一九九一年、一九八二年。

- (3) 向達氏校注『兩種海道針經』一八一〜一九〇頁。
- (4) 松浦章「李朝時代における漂着中国船の一史料―顯宗八年(一六六七)の明船漂着と「漂着問答」を中心に―」関西大学東西研究所紀要一五(一九八二年三月)、同「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の側面」関西大学東西研究所紀要一六(一九八三年一月)、同「江南商船の琉球漂着―「百姓官話を中心」―」関西大学東西研究所報三六(一九八二年二月)、同「李朝漂着中国帆船の「問情別單」について 上・下」関西大学東西研究所紀要一七、一八(一九八四年三月、八五年三月)、同「清代客商と遠隔地商業―乾隆十四年の海難資料を中心に―」関西大学東西研究所紀要二二(一九八九年三月)。
- (5) 『國朝典故』卷六十二、前聞記、北京大学出版社、一九九三年四月、中冊、一四一五〜一四一六頁。
- (6) 謝国楨氏編『明代社会経済史料選編』中冊、福建人民出版社、一九八〇年一月、一三八頁。
- 傅衣凌氏・陳支平氏「明清福建社会経済史料雜抄(統十)」『中国社会経済史研究』一九八八年第三期、一〇五頁。
- (7) 謝国楨氏編『明代社会経済史料選編』中冊、一三八頁。
- (8) 松浦章「明清時代の使琉球封舟について」『関西大学文学論集』第四五卷第二号、四五〜八四頁、一九九五年一月。
- (9) 夫馬進氏編『使琉球録解題及び研究』京都大学文学部東洋史研究室、一九九八年三月。
- (10) 陳侃から汪楫までの航海日数は徐葆光『中山伝信録』による。『清代琉球紀録集輯』台湾文献叢刊、四五〜四六頁参照。
- (11) 『清代琉球紀録集輯』台湾文献叢刊、二五〜二六、四二〜四五頁参照。
- (12) 『琉球國志略』台湾文献叢刊、一四五、一四七頁参照。
- (13) 『清代琉球紀録集輯 清代琉球紀録統輯』台湾文献史料叢刊第三輯、五七冊、一五五〜一六〇、二三八〜三三六頁。
- (14) 向達氏校注『兩種海道針經』一八一〜一九〇頁。
- (15) 向達氏校注『兩種海道針經』一八一〜一九〇頁。
- (16) 鄭光祖「一斑録」海王邸古籍叢刊、中国書店、一九九〇年一〇月。
- (17) 同書、鄭光祖「一斑録雜述」卷一、一六丁b〜一八丁a。
- (18) 松浦章「明代海商と秀吉「入寇大明」の情報」『末永先生米寿獻呈論文集』一九八五年。松下志朗氏「鹿児島藩の唐通事について」『鎖国日米と国際交流』下巻、吉川弘文館、一九八八年。
- (19) 大庭脩氏編著『宝曆三年八丈島漂着南京船資料』関西大学出版部、一九八五年三月。田中謙二氏・松浦章編著『文政九年遠州漂着得泰船資料』関西大学出版部、一九八六年三月。松浦章編著『寛政元年土佐漂着安利船資料』関西大学出版部、一九八九年三月。同『文化五年土佐漂着江南商船郁長發資料』関西大学出版部、一九八九年三月。大庭脩氏編著『安永九年安房千倉漂着南京船元順號資料』関西大学出版部、一九九〇年三月。藪田貫氏編著『寛政十二年遠州灘漂着唐船萬勝號資料』関西大学出版部、一九九七年一月。
- (20) 『続長崎実録大成』長崎文献社、一九七四年一月、一九九頁。前掲藪田貫氏編著参照。
- (21) 松浦章「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の側面」関西大学東西研究所紀要十六、同「江南商船の琉球漂着―「百姓官話を中心」―」関西大学東西研究所報三六。
- (22) 松浦章「関于乾隆十四年中国商船漂到琉球」『第五届中琉歴史関係学術会論文集』福建教育出版社、一九九六年七月、六一〜六二六頁。
- (23) 松浦章「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の側面」三一頁。
- (24) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯(台北、故宫博物院、一九八二年七

月)二二一頁。

- (25) 台湾大学『歴代寶案』三七〇九〜三七一〇、三七一五、三七三三〜三七三四頁。松浦章「十八〜十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の側面」三七〜三八、七〇〜七一頁参照。
- (26) 故宮博物院藏『宮中檔道光朝奏摺』第二輯(三)、七四九頁、「琉球國遣護送廣東省遭風難來閩訊供情」。
- (27) 莊吉發氏「清世宗禁止偷渡臺灣的原因」『食貨月刊復刊』第十三卷第七、八期、一九八三年一月。
- (28) 『宮中檔雍正朝奏摺』第十六輯、九〇三頁。
- (29) 『恒春縣志臺東州采訪冊小琉球漫誌(合訂本)』台湾文献史料叢刊第一輯第八冊、台湾大通書局、一〜一四頁。
- (30) 『台湾日日新報』五南圖書出版公司、一九九四年八月出版、影印本による。
- (31) 『備辺司謄録』第九冊、五一〇〜五一四頁。松浦章「李朝漂着中国帆船の「問情別單」について(上)」『関西大学東西学術研究所紀要』第一七輯、四八頁。
- (32) 中国第一歴史檔案館編『清代中朝關係檔案史料統編』中国檔案出版社、一九九八年一月、六一〜六二頁、礼部尚書恭阿立等奏摺、嘉慶一四年三月二八日。
- (33) 『備辺司謄録』第二十冊、七四三〜七四七頁。松浦章「李朝漂着中国帆船の「問情別單」について(下)」『関西大学東西学術研究所紀要』第一八輯、五〇頁。
- (34) 『清季中日韓關係史料』第三冊所収。
- (35) 松浦章「清代官商採辦洋銅辦回船隻」『関西大学文学論集』第四十三卷第四号、一九九四年三月。
- (36) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十六輯、台北・故宮博物院、一九八三年八月、六五五〜六五七頁。
- (37) 松浦章「中国商船の航海日誌―咸豐元年(一八五二)長崎来航、豊

利船「日記備査」について」『関西大学東西学術研究所創立三十周年記念論文集』一九八一年二月、二四九〜三〇四頁。同掲載の「日記備査」は中国社会科学院近代史研究所の『近代史資料』総六十一号(一九八六年七月)に「豊利船日記 陳吉人」(六〇〜八五頁)として翻刻されている。

- (38) 影印本第五冊二三三頁、下段。
- (39) 北京・全国図書館文献館縮微復制中心、マイクロフィルムによる。
- (40) 松浦章「一九二〇年代大連大山埠頭と中国民船沿海貿易」『東方学会創立五十周年記念論文集』一九九七年五月。
- (41) 『國民日日報』史学叢書一九、一四五〜一四六頁。
- (42) 中国地方志集成、郷鎮志專輯二〇、一四九頁。
- (43) 北京・全国図書館文献館縮微復制中心、マイクロフィルムによる。
- (44)(45) 北京・全国図書館文献館縮微復制中心、マイクロフィルムによる。
- (46) 『苗栗縣誌』台湾方誌彙刊卷十、台湾研究叢刊第六七種、台湾銀行經濟研究室編印、一九五九年四月、六四頁。